

平成20年(ワ)第3852号 損害賠償等請求事件

原告 木村正孝 外19名

被告 活力ある21世紀の宇治市をつくる会

準備書面

平成22年1月25日

京都地方裁判所 第1民事部合議A係 御中

原告被選定者 木村正孝
福島正明
奥和義
山岡勉
樋口晶久
俊正和寛

第1 被告の表記について

代表者 久保田 勇

会長 山中 修矢

に訂正する。

第2 被告の本案「答弁」について以下のとおり主張する。

被告の答弁書は、法律用語を駆使して、「故意」でありながら、あたかも「故意」ではなかったかのように取り繕うことに終始する主張であり、チラシ配布時と同様、社会的責任を有する公人として許されるものではない。

私たちは提訴する前に、このチラシ(甲1号証)について「質問状」を事務

所に持参し直接意見を求めた。しかし被告は、全く回答を行わず放置。不誠実な態度に終始したのである。

被告は、選挙妨害目的で、私たちが提訴したと主張するが、とんでもない言いがかりである。私たちが市を被告とする「開浄水場休止差止請求訴訟」中であるため、活力宇治21の会が擁立する市長立候補予定者を応援する目的で、意図的に故意にチラシが配布されたと考えている。

事実関係についても同様である。

動かしようのない事実を、故意に捻じ曲げ、言い訳を続けている。

以下、具体的に主張する

1 「開地区の一部の地下水使用世帯」について

「開地区」とは「開町地域」のことであって、「開地区自治連合会」名称の特定自治組織団体を形成していることは、宇治市行政および住民周知の事実である。(宇治市は、ゴミ収集や上下水道工事など開地区住民に関するお知らせ広報物は、開地区自治連合会を通じて行っている。

あるいは赤い羽根募金、社会福祉協議会員募集など市関連組織も、開地区自治連合会に依頼してきており、開地区自治連合会が開地区住民から募集を行っている。

- (1) 「開町」は名前からして最近になって開かれた町の印象を与えるが、歴史は古く江戸時代、寛文九酉（1669）年340年前に旧小倉村の住民が開拓した飛び地であった（甲6号証）。昭和16年（1941年）に旧大久保村に日本国際航空工業株式会社の設立に伴い、300余軒の社宅と簡易水道が敷かれ原告らが居住を始めた。昭和26年（1951年）隣接の2町3村が合併して宇治市が誕生した。その後民間の宅地開発が進み、簡易水道は開町のみならず広野町桐生谷（自治会は開ヶ丘自治会、一里

丘住宅地自治会等)の住宅へと拡大された。昭和53年に給水は宇治市が行うことになった。簡易水道廃止申請から16年4月の協議を経て、簡易水道と同様一地下水給水を継続する一として、簡易水道から市水道へ集団移行したのである。

被告はこの開浄水場給水区域を「開地区」と呼称しているものである。開浄水場使用世帯は300余戸から910戸、人口2,324人(平成18年10月現在)である。(甲2号証・甲3号証・甲4号証)。住宅地図(甲5号証)は、毎年1回地区住民に無償配布されるので「開地区地下水使用世帯」は特定できるのである。

被告「答弁書」に「開地区の一部の地下水使用世帯が原告の氏名、その他これを端的に特定する表現は含んでいない」と主張することは当たらない。

- (2) 「開地区」地下水使用世帯が他場所へビラ配布及び1万人署名を2回取り組み、市長・議会議長あてに提出した。下記活動からも、一般宇治市民であれば理解し特定できる。

ア ビラ配布及び署名活動地域

市役所5回、近鉄大久保駅・同伊勢田駅・同小倉駅各3回、伊勢田地区各2回、一里山地区、大久保サテイ店舗前、生協神明店・生協東宇治店各1回である。

イ 地元新聞に意見広告掲載(宇治市民約60%が購読)(甲12号証)

「洛南タイムス」「城南新報」の平成18年11月22日付け一面3段の意見広告を掲載した。

2 「活力ある21世紀の宇治市をつくる会」について

被告「答弁書」の(乙第1号証)活力ある21世紀の宇治市をつくる会「2008年度役員名簿」の役員の職業は、

代表者 久保田勇 宇治市長

副会長 坂下弘親 宇治市議会議員、建設水道委員会委員

事務局長	菅野多美子	宇治市議会議員	市民環境委員会委員
幹事	矢野友次郎	宇治市議会議員	建設水道委員会委員
幹事	小山勝利	宇治市議会議員	建設水道委員会委員
幹事	鈴木章夫	宇治市議会議員	市民環境委員会委員
幹事	浅井厚德	宇治市議会議員	文教福祉委員会委員

その外民間有識者である。

宇治市の行政機関の長、議会の議員で人格識見高く、社会において尊敬されている人達で、通常一般人に比して社会通念、慣習、公序良俗、道德等の認識度は高く評価されている。

また、「活力ある21世紀の宇治市をつくる会」は昭和20年12月17日執行の宇治市長選挙において4選を目指す久保田勇氏を後援する政治確認団体である。

この会を構成する役員達が、開浄水場休止を行おうとする宇治市に存続を要望している住民に対して「反対運動と捉え批判し、虚偽内容を記載」したチラシ（甲1号証）を宇治市民に広く配布して、候補者久保田勇の当選を有利にするために開地区並びに一部の地下水使用世帯の原告等を批判、誹謗したもので、活力ある21世紀の宇治市をつくる会の目的のために原告の名誉を毀損したものである。

3 税金と手数料（使用料）について

- (1) 租税は国または地方公共団体が、その経費に充てるために、一般統治権に基き無償で（報償としてではなく）、一般国民に一方向的に賦課する金銭負担であって、税制により納税義務者が租税を納付するのが税金である。

水道料金は、公企業の利用者から利用の対価として徴収する手数料（使用料）である。税金とは全く異なり、市民感覚においても水道料金を税金と認識する者はいない。

- (2) 宇治市議会における19年度水道事業経費の予算審議内容の市説明によっても、水道事業収益約37億円の内水道料金収益は約30億円を占めて

おり、税金による収益は無い。

事業支出はこの収益内で行われている独立採算制である。(甲7号証)

(3) 京都府公営企画課は、「水道会計は受益者負担や独立採算が原則で一般会計からの支出は考えにくい。」と府議会で答弁している。(甲8号証)

(4) 被告のチラシ(甲第1号証)は、「公平な税金の使い方って何だろう?」「開地区の一部の地下水使用世帯のために全宇治市民からの貴重な税金を投入し続けるのは』『公平な税金の使い道とは言えません。』と結論している。

被告は行政の専門家である。これを真実とまた真実と信じるに足りる理由は考えられない。即ち昔日叫ばれた『税金泥棒』を連想させる誹謗虚偽事実により原告の名誉を毀損したのである。

4 トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについて

(1) EIC ネット「環境用語集」によれば、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの発ガン性については、「単に量的なものでなく質的な種差がある

ことが証明されているため、人における発ガンリスクを評価することは困難である。今後とも疫学研究に注目する必要がある。遺伝子障害性が無いとされているため発ガン性には閾値があるとして取り扱うことが妥当」と考えられている。

水質汚濁防止法(1970年)で排出が規制され、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は、トリクロロエチレン 0.03mg/l 以下、テトラクロロエチレン 0.01mg/l である。(甲9号証)

(2) 京都府企画環境部、京都府保健福祉部、京都府山城北保健所「宇治市浄水場及び周辺井戸の汚染について」(平成19.4.13日)(甲10号証)によれば、開浄水場(原水)検出物質トリクロロエチレン 0.057mg/l, 周辺井戸(原水)テトラクロロエチレン 0.025mg/l で環境基準値を超えたものになっているが、「体重50kgの人が毎日、これらの水を仮に約20リット

ルー生涯飲み続けても、健康への影響はないと考えられます。」と通常生活においては安全であることを付記している。

この文書を見た宇治市水道部長が「府がこういう文面を付けるのは問題だ。」「府の見解は失格だ」「水に問題が無いと書かんといてくれ。」と嘆願したので平成19年5月25日付（被告乙第5号証）が配布されたものである。（甲11号証）

この内容によっても「環境基準値は維持することが望ましい濃度であり、水道水質基準は生涯にわたり連続的に摂取しても人の健康に影響を生じない水準を基に、更に安全性を考慮して設定しているものである。」と追記している。

- (3) トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンは、「揮発性があるので、接触剤を充填した塔の上から地下水を流下させ、下から空気を吹き込む装置で地下水と空気を接触させれば除去できる。」（和田洋六「飲料水を考える」142頁 地人書館 2000.2）。

開浄水場は平成3年エアレーションを設置、曝気処理を加え安全性を高めている。

- (4) 総トリハロメタンはクロロホルム・ブロモジクロロメタン・ジブロモクロロメタン・ブromoホルムの4物質の総和であるが、クロロホルム・ブロモジクロロメタンには発ガン性リスクがある。トリハロメタンは「大量に摂取すると中枢機能低下、肝臓障害、腎臓障害、催奇形性、発ガン性などがあり、更に痴呆、イライラ、疲れやすい、無気力などの原因になる。（小島貞男「水道水をおいしく飲む」107頁 講談社 1994）

トリハロメタンは、水道水中の発ガン物質として、1980年半ば頃から社会問題になり、近年の環境問題のうちで最も大きな問題のひとつである。その衝撃は、汚濁水を浄化、殺菌するための塩素が発ガン性物質を副成してしまうことであり、「塩素消毒が産んだ鬼っ子」（和田洋六「飲料水を考える」99頁）と表現されている。

＊「発ガン性リスク」10-5（毎日2リットルの水を一生飲み続けたとき
10万人に一人がガンになる可能性があることを示す。）

大事なことは、トリハロメタンは発がん性物質であると同時に、原水中にあるのではなく、浄水する過程で生じる副生成物で、原水が悪化すれば値がより高くなる可能性があることである。宇治市資料「府営水原水検査結果」「府営水浄水検査結果」（甲13号証）を比較すると、平成18年度の総トリハロメタン値は原水0.01mg/l以下であるが、浄水で0.02mg/l検出しており、原水の2倍の値の検出がみられる。

- (5) 問題は被告が本件チラシ（甲第1号証）内容に、「開浄水場の地下水源水には、様々な発ガン性の疑いのある物質が含まれており、長期的にも増加傾向にあり」の文言は、開浄水場地下水源水だけを、殊更に悪質だ危険だと意図的に誇張したもので、真実性がないということである。

5 開浄水場経費について

- (1) 「浄水場原価・平成17年度実績」（甲14号証）。宇治市資料からも6浄水場（地下水）の総費用並びに配水原価は、年間配水量に比して大差はない。

開浄水場の施設維持管理費

高圧電気保安委託	127,000円
修繕維持委託	174,750円
計装点検	94,549円
動力費	3,379,994円
光熱費	0円
薬品費	29,337円

ほか

総費用 6,139,234円

年間配水量 251,976 m³ 1 m³当り 24.4円である。

宇治市は曝気装置（エアアーレーション）を、平成3年に7,700万円で

設置している。

- (2) 収入を概算すると、(家庭用水道料金 100 m³=約 15,000 円を基準として)

開浄水場 1 日平均配水量	6 9 0 m ³ =	1 0 万 3 5 0 0 円
1 年 同	2 5 1, 9 7 6 m ³ =	3 7 7 7 万円
1 0 年 同		= 3 億 7 7 7 0 万円
2 0 年 同		= 7 億 5 5 4 0 万円

の水道料金収入になり、黒字経営である。

なお、府営水購入費 82.8 円に較べると低下な 24.4 円の水を、高い料金で支払っていることになる。

- (3) 府営水の状況は、宇治、木津、乙訓府営浄水場が春から接続されることに向け

3 浄水場接続経費	9 9 億円
宇治系導水管更新事業費	3 5 億円
耐震化工事費	2 6 億円
計	1 6 0 億円

を要し、水道料金値上げが検討されている。(甲 15 号証)

- (4) 被告チラシ(甲 1 号証)の「多額の費用を投入し続けなければなりません」との「多額」は、真実でないことが明らかである。

6 結語

被告は、原告及び「開地区」の自治組織「開地区自治連合会」に対して前記述のとおり、明らかに真実性がなく、誹謗中傷して名誉を毀損したものである。

被告は、チラシ(甲第 1 号証)内容について真実と信じるに足りる相当な理由もないので、違法性阻却要件及び故意・過失阻却要件は存在しない。

なお、被告は、原告が宇治市長選挙の告示期間中に「活力ある 21 世紀の宇治市をつくる会」が推薦する候補者の選挙妨害を意図して本件訴訟提起をしたと主張するが、被告が選挙告示前 11 月 27 日にチラシを宇治市民不特

定多数の者に配布したもので、原告は、内容が真実でないので直ちに選挙事務所に行き、責任者の面会、配布をやめること及び質問書を手渡し回答を求めたが、これを拒否放置したために止む無く訴訟したもので、原告に選挙妨害の意図は全くなく名誉保全の措置をしたものである。

付記

被告「答弁書」(甲第号証) 内容 5 結語 1 行目

「以上、原告が主張する・・・・・・」の「原告」は「被告」の誤記である。

証拠方法

甲 2 号証	開町住宅図 (宇治市作成)
甲 3 号証	開町付近図
甲 4 号証	開浄水場給水区域 (宇治市作成)
甲 5 号証	開浄水場付近住宅図
甲 6 号証	大字小字 (京都新聞)
甲 7 号証	予算部局別 (H19. 3. 9) (宇治市議会議事録抜粋)
甲 8 号証	一般会計から支出を (京都新聞)
甲 9 号証	トリクロエチレン・テトラクロエチレン (環境用語辞典抜粋)
甲 10 号証	宇治市浄水場及び周辺井戸の汚染について (平 19. 4, 13) (京都府)
甲 11 号証	開浄水場質問メモ (議員質問メモ)
甲 12 号証	地方紙意見広告 (洛南タイムス、城南新報)
甲 13 号証	府営水原水・浄水検査結果 (宇治市資料)
甲 14 号証	浄水場原価 (平成 17 年度実績) (宇治市資料)
甲 15 号証	府水道料金見直しへ (京都新聞)

平成20年(ワ)第3852号 損害賠償等請求事件

原告 木村正孝 外19名

被告 活力ある21世紀の宇治市をつくる会

平成22年1月25日

京都地方裁判所 第1民事部合議A係 御中

原告被選定者 木村正孝
福島正明
奥和義
山岡勉
樋口晶久
俊正和寛

被告人訂正書

被告の表記について、次のとおり訂正する。

被告1 活力ある21世紀の宇治市をつくる会

代表者 久保田 勇

2 活力ある21世紀の宇治市をつくる会

会長 山中 修矢

様 式

上 35 下 35

左 30 右 25

35字 26行 12ポイント 明朝 (本文)

改行 1行明けない 続ける

被告答弁書 提出平成21年11月20日

第1 求釈明—被告表記について

第2 本案の答弁

1 請求の趣旨に対する答弁 (1) (2)

2 第2「請求の原因」に対する答弁

(1) ~ (4)

3 被告の主張①—名誉棄損の不存在 (1) ~ (3)

4 被告の主張②—成立阻却要件の存在 (1) ~ (2) ア~カ

5 結語

証拠方法

1~5 乙1号証~5号証

ページ数 1~8

被告人訂正理由

1 現行法では、法人の名を以てした行為は、現行法上、法人の犯罪能力は認められないから、現実に行為した代表者がこの責任を負う。

また、法人の犯罪は特定の個人によって行われることになり、有責行為の実行者をも罰するのが妥当と考えられる。

したがって本件訴状における被告は、

1 活力ある21世紀の宇治市をつくる会

代表者 久保田 勇

2 活力ある21世紀の宇治市をつくる会

会 長 山中 修矢

とする。

2 「活力ある21世紀の宇治市をつくる会」(活力宇治21の会)の規約は、平成8年11月1日より実施され、同会の目的に賛同する者をもって会員として役員たる会長等が選出されて、同会が運営されてきたものである。

平成8年11月13日、同会が代表者中村克己名で政治資金規正法による政治団体として京都府選挙管理委員会に届出、同月19日、代表者久保田勇に異動届けがなされ、更に平成20年11月30日、公職選挙法による政治団体確認申請がなされた。これらは役員会で決定し実行されたものと認められる。

したがって、同会2008年役員名簿によれば、会長山中修矢は、同会の最高責任者として同会事業の実行責任を有する。

代表者久保田勇は、同会規約によれば「代表者」名の役職はないので会員である。ただし、政治資金規正法並びに公職選挙法による届出代表者であるから「活力ある21世紀の宇治市をつくる会」法人の代表者として責任を有する。

